

届け出を忘れずに

国民健康保険(国保)

国保の加入・離脱には、異動があった日から14日以内に届け出が必要です。加入の届け出が遅れると、一度に多額の国保税の支払いが生じる場合があります。離脱の届け出が遅れると、納める必要の無い国保

税が課税され続けてしまう場合があります。忘れずに届け出をしてください。

▼問い合わせ先
住民課 保険室
☎ 26・2249(直通)



納税通知書をご確認ください

令和5年度国民健康保険税

国保税は前年の収入状況をもとに計算され、7月中旬に納税通知書などが発送されます。各期納期限内の納付をお願いします。

令和5年度の税率などについては、左記のとおりです。地方税法の改定に伴い、後期高齢者支援金分の賦課限度額および軽減判定所得が変更になりました。

▶届け出に必要なもの

☐マイナンバーが分かるもの ☐本人確認書類(運転免許証など)
※その他届け出に応じて必要なものがあります。詳しくは以下の表をご覧ください。

届け出が必要なとき		上記の他に届け出に必要なもの
加入	他の市町村から転入してきた/ 子どもが生まれた	
	職場の健康保険をやめたか、 扶養家族でなくなった	社会保険離脱証明書
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
	外国人住民で、住民票が作成された (在留期間が3カ月を超えるなど)	特別永住者証明書または在留カード(外国人登録証明書)、 パスポート
離脱	他の市区町村に転出する/ 死亡した	国民健康保険証
	職場の健康保険に入ったか、 扶養家族になった	国民健康保険証と 加入した職場の健康保険証(認定日が記入されたもの)
	生活保護を受けるようになった	国民健康保険証、保護開始決定通知書
その他	住所・世帯主・氏名などを変更した	国民健康保険証
	修学のため他の市区町村に転出し、 町の保険証が必要	国民健康保険証、在学証明書または学生証の写し

	医療保険分 (全ての被保険者)	後期高齢者支援金分 (全ての被保険者)	介護保険分 (40～64歳の被保険者)
所得割	世帯の加入者全員の 課税所得×6.7%	世帯の加入者全員の 課税所得×2.2%	世帯の加入者全員の 課税所得×1.6%
均等割	世帯の加入者数 ×27,400円	世帯の加入者数 ×8,400円	世帯の加入者数 ×6,700円
平等割	1世帯につき25,800円	1世帯につき9,200円	1世帯につき7,600円
賦課限度	変更なし65万円	改定前20万円 →改定後22万円	変更なし17万円

※課税所得＝前年の総所得金額－基礎控除額43万円
※未就学児は、均等割額が一部軽減されます。

軽減割合	世帯(世帯主、被保険者など)の総所得	
7割軽減	変更なし	43万円+10万円×(給与所得者などの数-1)以下
5割軽減	改定前	43万円+28万5千円×被保険者数+10万円× (給与所得者などの数-1)以下
	改定後	43万円+29万円×被保険者数+10万円× (給与所得者などの数-1)以下
2割軽減	改定前	43万円+52万円×被保険者数+10万円× (給与所得者などの数-1)以下
	改定後	43万円+53万5千円×被保険者数+10万円× (給与所得者などの数-1)以下

住民課 保険室
☎ 26・2249(直通)

▼問い合わせ先
各種申告・届出について
収入の申告をしていない人や、国保加入・離脱・解雇や倒産などの非自発的失業などの届出をしていない人は、必ず申告・届出をしてください。税額が変更になる場合があります。各種申告・届出に必要なものについては、町ホームページを確認してください。



新しい生活を始める時に！
情報の入手方法の確認を

よしおか ほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに
防災・防犯情報や
くらしの情報などが
配信されます。

URL

<https://service.sugumail.com/yoshioka/>

URLを入力または二次元バーコード
を読み取ってください。

テレビリモコン

「d」ボタン

データ放送を通じて、気象情報や、
町が発信する防災情報などを見る
ことができます。

また、群馬テレビのデータ放送で
は、町からのお知らせなども掲載
しています。

問い合わせ先

総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)

登録はこちら



▼問い合わせ先
住民課 保険室
☎26・2249(直通)

前年の収入状況が確認でき
る6月に正式な保険料額が算
定され、7月中旬(年金天引に
ついては、仮徴収決定通知を
4月初旬、本徴収決定通知を
8月下旬)に発送予定です。

後期高齢者医療保険料は、
被保険者が等しく負担する
「均等割額」と、所得に応じて
決まる「所得割額」の合計額で
す。そのうち、「均等割額」が消
費者物価の伸びの見通しなど
を考慮し、5割および2割軽
減の対象世帯に係る所得判定
基準が改正されました。

均等割の軽減基準

軽減割合	軽減該当条件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得額で判定します。)	
	令和5年度	令和4年度
7割軽減	変更なし	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ※1-1)」以下
5割軽減	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ※1-1)」+29万×(世帯の被保険者数)以下	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ※1-1)」+28万5千円×(世帯の被保険者数)以下
2割軽減	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ※1-1)」以下+53万5千円×(世帯の被保険者数)以下	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ※1-1)」以下+52万円×(世帯の被保険者数)以下

※1 「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」の部分は年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算します。
年金・給与所得者の数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかの条件を満たす人の数です。
・給与収入が55万円を超える人(給与収入のうち事業専従者給与を除く)
・前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
・前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人

軽減基準が改定されました

令和5年度後期高齢者医療保険料の改正



まちの鳥

チャイルドシート購入補助金

6歳未満の乳幼児を乗車させて運転する場合には、
チャイルドシートの着用が義務づけられています。町
では交通事故から子どもを守るためチャイルドシート
購入補助を実施しています。

▶対象

乳幼児を養育する親権者で、国土交通省の定める安
全基準に適合するチャイルドシート(中古品を除く)を
購入し、次の全てに該当する人

- 申請日に乳幼児と親権者が町に住所を有していること
- 購入日に乳幼児が6歳未満であること
- チャイルドシートの購入から1年以内であること
- 町税を滞納していないこと

※補助金の交付は乳幼児1人に対し1回限りです。

▶補助金額

チャイルドシート購入価格の2分の1(1,000円未満切
り捨て)で、上限8,000円

▶申請に必要なもの

- 申請書
- 領収書など(購入日および購入額が記載されているもの)
- チャイルドシート付属の品質保証書または取扱説明書
- 通帳など(振込先がわかるもの)の写し

▶問い合わせ先

総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)

□申請書

▼申請に必要なもの

上限2万円
(100円未満切り捨て)で、

誤発進防止装置の購入および
設置に係る費用の2分の1

☎26・2243(直通)
総務課 協働安全室

▼問い合わせ先

もの(の)の写し

□通帳など(振込先がわかるもの)の写し

□装着状況の分かる写真

□補助対象者に町税の滞納がないことを証明するもの

□取扱説明書など(自動車誤発進防止装置の概要がわかるもの)

□運転免許証の写し

□自動車検査証の写し

□領収書など(購入日及び購入額が記載されているもの)

□取扱い説明書など(自動車誤発進防止装置の概要がわかるもの)

後付けの装置に限ります

自動車誤発進防止装置設置費補助金



まちの木